平成２０年（フ）第１４２１号
大阪府河内長野市加賀田285番地　１棟203号
債務者　道旗　芳幸
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６８０号
堺市中区深井清水町3257番地　エルディムヤマダ202号、住民票上の住所大阪府岸和田市南上町１丁目31番28号　メゾン与田501号
債務者　野村　浩輔
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９０号
堺市堺区南陵町１丁２番11号　ワーク第２マンション402号、前住所大阪府貝塚市半田338番地の１
債務者　山下美千代
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８０７号
堺市東区日置荘原寺町184番地５―101、前住所堺市美原区北余部25番地13
債務者　杉岡　正隆
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８６９号
堺市中区宮園町３番７―607号
債務者　望月　謦一
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８９３号
大阪府柏原市大字雁多尾畑4595番地の４、前住所大阪府松原市西野々２丁目18番10号
債務者　桐山　雅信
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９１３号
大阪府富田林市旭ケ丘町５番１号
債務者　宮﨑　　幸
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９１６号
大阪府松原市立部２丁目232番地の１　Ｂ棟202号
債務者　中川　玲子（旧姓齋賀）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
香川県木田郡三木町大字池戸1274番地10
債務者　村主美枝子（旧姓梶岡）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２１５号
香川県高松市春日町1734番地25
債務者　竹内　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１９号
鹿児島県指宿市十町1903番地２
債務者　福園　孝司
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１４６号
福島県南会津郡下郷町大字中妻字下中平23番地
債務者　石橋恵美子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
福島県会津若松市東千石３丁目５番12号　キャットハウスⅡ101
債務者　武藤美代子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
福島県喜多方市字寺町南5062番地３、前住所福島県喜多方市字押切３丁目76番地
債務者　鈴木　温子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
川崎市高津区新作４丁目９番１号　朝日屋アパート201
債務者　佐藤　幸江
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
新潟県村上市名割1398番地
債務者　髙橋あさ子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第３１６号
金沢市増泉１丁目38番15号　コーポ増泉105―202号、申立時の住所金沢市増泉３丁目９番22号　木村アパート10号
債務者　久保　裕治
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　金沢地方裁判所